

青森県報

号外第五十六号

令和六年
九月二日
(月曜日)

目次

海区漁業調整委員会

- 東部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護の指示……………(事務局)：一
- 東部海区管内におけるトドの採捕の指示……………(同)：二

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十条第一項の規定により、青森県東部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和六年九月一日

青森県東部海区漁業調整委員会
会長 松本光明

1 河口付近における操業の制限

一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県漁業調整規則第四十一条で規制する漁法、区域及び期間を除く。

2

次の表の上欄に掲げる海域においては、令和六年十月一日から同年十二月三十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

新井田川及び馬淵川河口	海 域	漁 業
		小型定置漁業、固定網漁業及び固はえなわ漁業

海 域	漁 業
大畠川河口（下北郡東通村）	五戸川河口、ア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

八戸港八太郎北防波堤、八太郎北防波堤の突端から白銀北防波堤の東端を経て燕島に至る直線、新井田川河口（八太郎地区北導流堤の突端から八戸市豊洲四番の北端に至る直線をいう。）、馬淵川河口（八太郎地区北導流堤及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた海域）

定式さし網漁業及びはえなわ漁業

青森県東部海区海域において、トドを採捕しようとする者は、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

三 承認の手続

トドの採捕の承認を受けようとする者は、別に定める「令和六年度トド採捕承認事務取扱要領」（以下「取扱要領」という。）に基づき、トド採捕承認申請書を委員会に提出しなければならない。

四 承認の対象者

承認の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 試験研究の用に供しようとする者
- 2 漁具被害等の漁業被害を防止しようとする者
- 3 その他委員会が特に認めた者

五 承認をしない場合

次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。

- 1 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき
- 2 その他委員会が特に必要があると認めるとき

六 承認者数の制限

委員会は、トドの採捕の承認者数の最高限度を取扱要領で定める。

七 採捕の期間

採捕の期間は、令和六年十二月一日から令和七年五月三十一日までとする。

八 採捕数の制限

委員会は、トドの採捕数の最高限度を取扱要領で定める。

九 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にトド採捕承認証を交付するものと定めにより次のとおり指示する。

令和六年九月二日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 松本光明

一定 義

この指示において、「トド」とは、アシカ亜目（アシカ科）のトドをいう。

二 採捕の承認

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消す

域	漁業
最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域 最大高潮時海岸線から二百メートル以内の海域（下北郡風間浦村大字下風呂地先及びむつ市大畠町釣屋浜、通称赤岩地先の海域にあつては、水深七メートル以下浅の海域。）	固定式さし網漁業 及びはえなわ漁業
	小型定置漁業

青森県東部海区漁業調整委員会指示第十号

青森県東部海区管内におけるトドの採捕（生け捕り又は猟銃を使用する者に限る。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十条第一項の規定により次のとおり指示する。

一定

委員会は、トドの繁殖保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を付け、又は採捕の停止を指示することができる。

二 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消す

ことができる。

十三 所持販売の禁止

委員会の承認を受けない者が採捕したトドを所持し、又は販売してはならない。

十四 報告書の提出等

承認を受けた者は、採捕頭数及び揚収後の処理状況等について、取扱要領で定めるトド採捕報告書により、採捕後速やかに委員会に提出しなければならない。

十五 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認に係る取扱いについては、取扱要領で定めるところによる。

十六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年十月一日から令和七年九月三十日までとする。

(発行所
青森市長・島一丁人)
森目一番一
県号

(印刷所
青森市第二間奥印刷株式会社
東奥印刷株式会社
三丁目七番七号)

定価小口一枚三付十八円九十九銭
毎週月・水・金曜日発行